

(平成21年5月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係

5 件

## 鹿児島国民年金 事案 517

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料を毎月、公民館で、ほかの税金等と一緒に集落長に渡していたことを覚えている。申立期間についても、特に変わった事もなく普通に生活しており、継続して国民年金保険料を納付してきた。同じ町内に同姓同名の人物が存在しており、納付記録の不適切な管理が行われた可能性もあり、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び町の国民年金被保険者名簿により、申立人が、昭和 60 年 4 月に国民年金の被保険者資格喪失の申し出を行った旨の記載が確認でき、申立期間は、国民年金の未加入期間であったと推認され、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人と同じ町内に居住する申立人と同姓同名の人物については、当該人物の納付記録と申立人の納付記録が交錯する等の不適切な事務処理が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで  
昭和 56 年に結婚し、すぐに私の妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、その後は私の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を集落の集金人に納付してきた。申立期間については、結婚直後であるので、国民年金保険料については、間違いなく夫婦二人分を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 57 年 12 月に国民年金の加入手続を行い、55 年 9 月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、「昭和 56 年に国民年金の加入手続を行い、その後は私の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を集落の集金人に納付してきた。」とする申立てには、不自然さが見られる。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されていることが確認できる上、社会保険事務所の国民年金被保険者記録により、確認可能な昭和 60 年 4 月から平成 21 年 3 月までの 24 年間、申立人夫婦の国民年金保険料の収納日は、すべて同一日であることが確認できることから、申立人夫婦は、基本的に一緒に国民年金保険料を納付していたものと考えられるところ、申立期間については、その妻についても未納となっていることから、申立人が国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法、場所、金額等についての記憶が明確でない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

昭和 56 年に結婚し、すぐに私の夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、その後は夫婦二人分の国民年金保険料を集落の集金人に納付してきた。国民年金の加入手続を行った際、数か月分の国民年金保険料を一括で納付したこともあったように記憶しているので、申立期間の国民年金保険料については、間違いなく夫婦二人分を納付していたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 57 年 12 月に国民年金の加入手続を行い、55 年 9 月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、「昭和 56 年に国民年金の加入手続を行った。」とする申立てには、不自然さが見られる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認できる上、社会保険事務所の国民年金被保険者記録により確認可能な昭和 60 年 4 月から平成 21 年 3 月までの 24 年間、申立人夫婦の国民年金保険料の収納日は、すべて同一日であることが確認できることから、申立人夫婦は、基本的に一緒に国民年金保険料を納付していたものと考えられるところ、申立期間については、その夫についても未納となっていることから、申立人が国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法、場所、金額等についての記憶が明確でない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から43年1月までの期間及び44年3月から47年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から43年1月まで  
② 昭和44年3月から47年6月まで

私は、県外の会社を退職し、昭和44年4月に現住所に転居した際に、転入届と同時に国民年金の加入手続を行った。申立期間①については、大学生で国民年金保険料は未納であったので、時期をはっきり覚えていないが、国民年金に加入後に市職員の勧めもあり、市役所の窓口で、現金により国民年金保険料を一括納付した。申立期間②については、家族のすべての国民年金保険料を私がまとめて集金人に納付していた。家族のほかの者が納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①及び②の一部の期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間①については、申立人は、大学生であったと述べているが、当時、20歳以降の大学生の期間については、国民年金の任意加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は、家族のすべての国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当時、申立人と同居していたその妹の国民年金手帳記号番号は、市の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人と連番で昭和47年6月に払い出されていることが確認できる上、当該期間の大部分は、妹の国民年金保険料についても未納となっていることから、申立人の主張には、不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から44年12月まで

私は、昭和41年12月ごろ、区役所職員に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を毎月、区役所の窓口で納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていたことを記憶しているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を毎月、区役所の窓口で納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年5月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部の国民年金保険料については過年度保険料となるため、毎月、納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が提出した領収証書により、申立期間直後の昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料は47年2月に一括納付されていることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。